

福利厚生サービス

携行品保険サービス 活用ガイド

**免責金額(自己負担額)の見直しにより、
利用しやすいサービスになりました。**

IYプレミアムメンバーズでは、イトーヨーカドー労働組合が全組合員を対象にした福利厚生サービス「携行品保険サービス」を「安心して暮らせる生活のサポート」を目的に実施いたします。
このサービスは、組合員の皆さんが日常生活の中で起こってしまった「携行品損害(自身のメガネや時計、バッグ、靴・傘等の破損)」に対して補償を行っていくサービスになります。
詳細は下記の内容をご確認いただいたうえで、是非このサービスをご活用ください。
不明な点は、会員専用HPもしくは「IYプレミアムメンバーズ事務局」までお問合せください。

補償内容

日常生活での不測かつ突発的な事故により
携行品(バッグ、レジャー用品等)に生じた損害を補償します。



お仕事でも
プライベートも
携行品損害を補償

会員の皆さんが自宅から持ち出された携行品(メガネ・時計・バッグ・靴・傘等)が不測かつ突発的な事故により盗難や破損してしまった場合に対して、損害保険金(時価額)をお支払いするサービスになります。(外出先は日本国内に限りです)

保険金額 **1事故につき30万円限度**(メガネの場合は5万円を限度)
※免責金額(自己負担額) 1事故につき1,000円

＜携行品＞
◆組合員(補償を受けられる方)の居住する住宅から組合員本人によって一時的に持ち出され、住宅外で携行している被保険者の身の回り品や住宅外で取得し、住宅に持ち帰るまでの間の被保険者の身の回り品をいいます。
※対象外となる物品、ケースがございますので、詳細はイトーヨーカドー労働組合ホームページ内に掲載されております「動産総合保険の概要」をご確認ください。

QRコードを読み込み
ID・PASSをご入力ください。
ID iyism PASS iyrouso040

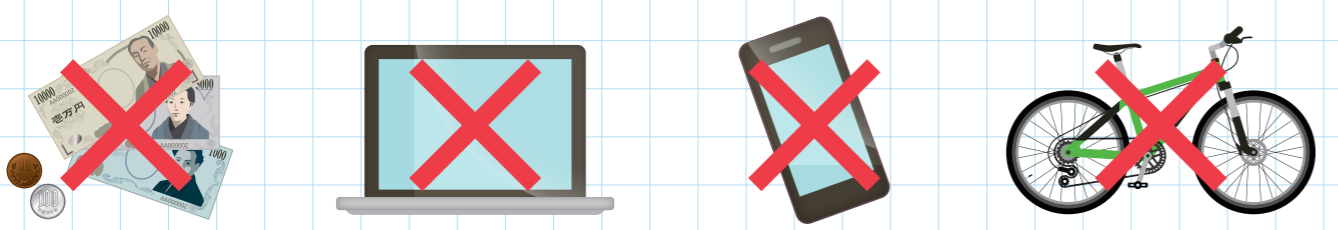
保険金をお支払いする場合

日本国内において、組合員(補償を受けられる方)の居住する住宅(※)(以下「住宅」といいます。)から組合員本人によって一時的に持ち出され、または住宅外において携行中もしくは、住宅外で取得し、住宅に持ち帰るまでの間の被保険者の所有する身の回り品に、不測かつ突発的な事故によって生じた損害に対して、損害保険金(時価額)を支払います。

(※)住宅には敷地は含みません。その住宅が長屋または共同住宅の場合は、その占有部分および専用使用権のある部分に限ります。

補償の対象とならないもの

- 船舶(ヨット・モーターボート・水上バイク・ボート・カヌーを含みます。)、航空機、自動車、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品
- 自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品
- 携帯電話・スマートフォン(携帯電話・ポケットベル等の携帯型通信機器を含む)、ノート型パソコン・ワープロ等の携帯型電子事務機器およびこれらの付属品
- 義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類する物
- 動物、植物、印紙、切手、預金証書または貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、電子マネーその他これらに準ずる物
- 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに準ずる物
- 1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品
- 現金、手形、小切手、商品券その他の有価証券、乗車券等(定期券を除く、乗車船券・航空券、宿泊券、観光券、旅行券)



事故時の連絡先・本サービスに関するお問い合わせ先

【代理店】 株式会社 セブン・フィナンシャルサービス
〒102-8432 東京都千代田区二番町4番地5

TEL:03-6238-2139

お仕事中でもプライベートも様々な補償であなたの生活をバックアップします!!

対象者

IYプレミアムメンバーズ会員

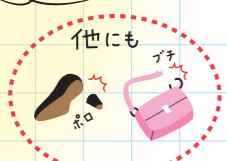
補償内容の一例

お仕事中

- 通勤途中に靴・カバン・傘などが壊れてしまった。
- 仕事中に時計をぶつけて壊してしまった。
- 仕事中にメガネを落として壊してしまった。



通勤途中に靴やカバン、傘などが壊れてしまった。



仕事中に時計をぶつけて壊してしまった



仕事中にメガネを落として壊してしまった。



休日

- 休日にテニスラケットやゴルフクラブ、釣竿等を折ってしまった。
- 旅行中にカメラやビデオカメラを落として壊してしまった。
- 買い物中や旅行中(国内)にひったくりにあった。



休日にテニスラケットやゴルフクラブを折ってしまった。

旅行中(国内)にひったくりにあった。



カメラを落として壊してしまった。

事故後の流れの4ステップ

ステップ1

不慮の事故等により携行品が破損してしまった!

ステップ2

事故相談受付ダイヤルにTELする。

[株式会社 セブン・フィナンシャルサービス]

TEL:03-6238-2139

いつ・どのようなシチュエーションで・何を・どうした(壊した、盗難にあった等)をTELにて報告。TELの際には「イトーヨーカドー労働組合 携行品保険サービスの件でTELしました」とお伝えください。

ステップ3

保険会社から後日確認と手続きに関するTELあり。

- ・いくらで購入したのか?の確認
- ・現物の送付もしくは写真の送付の依頼
- ・その他、保険金請求書や修理費見積書等必要書類の準備の依頼

ステップ4

必要な書類が揃い次第、審査を行ったうえで、保険金をお支払いいたします。